

# 福岡県公報

令和 3 年 10 月 19 日  
第 243 号

## 目 次

### 告 示 (第876号 - 第884号)

- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 1
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 行政不服審査法第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づく公  
示による送達 (保護・援護課) ..... 2
- 救急病院でなくなった病院 (医療指導課) ..... 3
- 救急病院の認定 (医療指導課) ..... 3
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 3
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 3

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5

- 地域森林計画の案の縦覧 (農山漁村振興課) ..... 5
- 地域森林計画の変更計画案の縦覧 (農山漁村振興課) ..... 6
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ..... 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 7
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 7
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 7
- 意見募集の結果の公示 (医療指導課) ..... 7

### 教育委員会

- 福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことが  
できる個人情報及び開示の方法 (教育庁高校教育課) ..... 8

## 告 示

### 福岡県告示第876号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示(重要流域(令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。  
平成12年1月6日農林水産省告示第14号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並び

定期発行日 毎週火金曜日  
[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 株式会社西日本高速印刷  
[作成] 〒810-0011 福岡市中央区高砂一丁目6番19号 (電話 092-643-3028) (電話 092-531-1766)

に關係市役所及び關係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第877号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年1月13日農林水産省告示第56号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第878号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年2月8日農林水産省告示第204号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第879号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	田主丸黒木線	前	八女市上陽町上横山1053番1先から 八女市上陽町上横山1037番1先まで	3.8 ～ 15.0	578.8
			後	八女市上陽町上横山1053番1先から 八女市上陽町上横山1037番1先まで	7.6 ～ 19.8	585.0

**福岡県告示第880号**

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により次の者に送達すべき裁決書の謄本は、福岡県福祉労働部保護・援護課において保管しており、いつでも交付するので、その受領について申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、同条第3項の規定に基づき令和3年11月3日をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 送達を受けるべき者の住所及び氏名  
現住所不明  
審査請求人 内堀 孝治
- 審査請求年月日  
平成31年3月31日
- 送達すべき裁決書の謄本  
令和3年7月29日付3保援第965号

**福岡県告示第881号**

次に掲げる病院は、令和3年9月30日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

病 院 の 名 称	所 在 地
地方独立行政法人くらて病院	鞍手郡鞍手町大字中山2425-9

**福岡県告示第882号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所 在 地	有 効 期 間
独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院門司メディカルセンター	北九州市門司区東港町3-1	
健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町15-1	

製鉄記念八幡病院	北九州市八幡東区春の町1-1-1	令和3年9月1日から 令和6年8月31日まで
社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会八幡総合病院	北九州市八幡東区春の町5-9-27	
医療法人しょうわ会正和中央病院	北九州市八幡西区八枝3-13-1	令和3年10月1日から 令和6年9月30日まで
地方独立行政法人くらて病院	鞍手郡鞍手町大字小牧2226-2	

**福岡県告示第883号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和50年5月29日農林省告示第600号（1に係るものに限る。）
- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第884号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所  
八女市矢部村北矢部字神窟前3926の1・3927の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日  
令和3年9月22日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名 称 （仮称）ドラッグコスモス赤池店
  - 所在地 田川郡福智町赤池948番1
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10:00	午後10:00	午前9:00	午後10:00

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前9:30~午後10:30	午前8:30~午後10:30

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名 称 みいまちショッピングタウン
  - 所在地 久留米市御井町字大銃場2233番外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特にありません

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 善導寺ショッピングセンター
  - (2) 所在地 久留米市善導寺町飯田393番地の4
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特にありません

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 久留米南ショッピングセンター
  - (2) 所在地 久留米市大善寺町宮本456
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特にありません

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称（仮称）ドラッグコスモス宮司店
  - (2) 所在地 福津市宮司一丁目463番2外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - (1) 駐車需要他、利便性等
    - ア 駐車需要の充足等交通に係る事項  
別添資料①5-3に記載のとおり、想定以上の事態が発生した場合の対策について速やかに検討願います。
    - イ 防災・防犯対策への協力  
大規模災害が発生した際、生活必需品などの物資の供給体制が滞る可能性があり、当市においても混乱が生じる恐れがあります。当該店舗においては、医薬品だけではなく、食料や飲料水、日用品まで取り扱われると思われま。これを機会に、地域密着型の店として、当市と防災協定の締結について、ご検討いただければと考えています。
  - (2) 騒音の発生他、生活環境悪化防止
    - ア 廃棄物に係る事項  
福津市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第18条第1項の規定により、事業系一般廃棄物の排出量が年間36t以上、又は月平均3t以上の場合、多量排出事業所となります。その場合、市への届出等が必要となりますので御留意下さい。  
環境に配慮した経営に積極的に取り組み、消費者の環境にやさしい消費スタイルの確立を図るために「福津市エコショップ認定制度」を設けています。是非、環境への取り組みを実施いただき、認定をご検討いただければと考えています。

**公告**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき地域森林計画をたてたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 森林計画区の名称

遠賀川森林計画区（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円）

2 縦覧場所

福岡県農林水産部農山漁村振興課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務所及び福岡県行橋農林事務所並びに北九州市役所、直方市役所、飯塚市役所、田川市役所、行橋市役所、豊前市役所、中間市役所、宮若市役所、嘉麻市役所、芦屋町役場、水巻町役場、岡垣町役場、遠賀町役場、小竹町役場、鞍手町役場、桂川町役場、香春町役場、添田町役場、糸田町役場、川崎町役場、大任町役場、赤村役場、福智町役場、苅田町役場、みやこ町役場、上毛町役場及び築上町役場

3 縦覧期間

令和3年10月19日から同年11月17日まで

4 意見書の提出先

福岡県農林水産部農山漁村振興課

---

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更したので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画変更計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画変更計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 森林計画区の名称

(1) 福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古

賀市、福津市、糸島市、那珂川市及び糟屋郡の各一円）

(2) 筑後・矢部川森林計画区（大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡及び八女郡の各一円）

2 縦覧場所

(1) 福岡地域森林計画の変更計画の案

福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県福岡農林事務所並びに福岡市役所、筑紫野市役所、春日市役所、大野城市役所、宗像市役所、太宰府市役所、古賀市役所、福津市役所、糸島市役所、那珂川市役所、宇美町役場、篠栗町役場、志免町役場、須恵町役場、新宮町役場、久山町役場及び粕屋町役場

(2) 筑後・矢部川地域森林計画の変更計画の案

福岡県農林水産部農山漁村振興課、福岡県朝倉農林事務所及び福岡県筑後農林事務所並びに大牟田市役所、久留米市役所、八女市役所、小郡市役所、うきは市役所、朝倉市役所、みやま市役所、筑前町役場、東峰村役場及び広川町役場

3 縦覧期間

令和3年10月19日から同年11月17日まで

4 意見書の提出先

福岡県農林水産部農山漁村振興課

---

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画下水道（令和3年9月21日小郡市告示第161号）

---

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定によ

り、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（道路管理）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市一円	令和3年10月18日から 令和4年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量、地形測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市東区宮松新町～博多区豊（国道3号バイパスの一部）	令和3年7月30日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区自由ヶ丘	令和3年8月27日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、柳川市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（写真測量による数値地形図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
柳川市	令和3年8月31日

公告

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則等の一部を改正する規則案について、令和3年7月6日から令和3年8月6日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和3年10月19日に公布しました。

令和3年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室医師確保班

電話：092-643-3330

メールアドレス：ishikango@pref.fukuoka.lg.jp

**教育委員会**

**福岡県教育委員会告示第15号**

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成17年3月福岡県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、告示の日以後に合否又は結果を発表する試験又は選考から適用する。

令和3年10月19日

福岡県教育委員会

1の表中

福岡県立高等学校入学者選抜	学力検査の教科別得点及び総合得点	合格発表の日（全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日）の翌日から1か月間	各県立高等学校	〃
---------------	------------------	--	---------	---

を

福岡県立高等学校入学者選抜	学力検査の教科別得点及び総合得点	合格発表の日（全日制課程又は定時制課程（単位制に限る。）において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日）の翌日から1か月間	各県立高等学校	〃
---------------	------------------	--	---------	---

に

改める。